

平成20年11月28日

平成19年度会計検査院検査報告「不当事項」に係る事業者処分について

平成19年度会計検査院検査報告において「不当事項」として指摘された22件の事案については、その後厳正な調査を行い、本日付けで13件、11事業者に対して補助金交付等停止措置又は指名停止措置の処分を行った。また、このうち6件については、別紙のとおり公表を行うこととした。

なお、指摘された事案において、国庫への返還を要する15件のうち13件については、指摘金額全額について既に国庫納付されており、残り2件については、返還に向けた措置を行っているところである。

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房会計課

担当者：井上、日原、吉田

電話：03-3501-1511 (内線 2248)

03-3501-1652 (直通)

(なお、個別事案のお問い合わせにつきましては、別紙各事案毎の連絡先あてにお問い合わせ願います。)